

介護保険利用者の障害福祉サービス併給に伴う必要書類の作成および調整に係る区独自報酬についてのQ&A（令和3年4月1日）

問1 ケアプラン等の提出書類の提出時期はいつですか。

（答）提出期限については「ケアプラン作成依頼書」に記載されています。

サービス更新月の約3ヶ月前に対象者に申請書を送付します。「ケアプラン作成依頼書」も同封しており、そちらに提出期限が記載されています。概ね、更新月の15日頃が提出期限となっています。例、10/31までのサービスの場合、10/15提出期限。
介護保険サービスと支給期間が異なっているため、確認が必要です。障害福祉サービスは原則、対象者の誕生日末日での更新となります。

問2 ケアプランの変更や更新の度に、ケアプラン等の書類を提出する必要がありますか。

（答）障害福祉サービスに変更がない場合は、提出不要です。

障害福祉サービスの支給期間内であり障害福祉サービスに変更がない場合は、提出不要です。ただし、障害福祉サービスの支給期間内であっても、ケアプランの変更・本人状況の変化等により、障害福祉サービスに変更が生じる場合は、申請書とケアプラン等の書類が必要です。その際は、事前に障害福祉サービス係への相談・連絡が必要になります。

問3 ケアマネージャーが変更になった場合はどうすればよいですか。

（答）障害者施策課障害福祉サービス係への連絡が必要です。

ケアマネージャーを変更する際は原則、障害福祉サービス係に連絡してください。ただし、ケアマネージャーの変更のみで、障害福祉サービスに変更がない場合は、ケアプラン等の書類の提出は不要です。

問4 「障害福祉サービスの支給決定に係るケアプラン等提出届」（※以下、提出届）の代表者名は、「杉並区障害福祉サービス支給決定に係るケアプラン作成費等請求書」（※以下、請求書）の請求者と異なってもよいですか。

(答) 異なっても問題ありません。

提出届に記載する代表者名は、ケアプランを作成したケアマネージャーが実際に勤務している居宅介護支援事業所の代表者名を記載します。請求書の請求者については、ケアマネージャーが所属している居宅介護支援事業所または、法人の代表者名になります。事業所名又は法人名・役職名・代表者氏名の3点を書いてください。

問5 同月に対象者が2名いる場合は、請求書をまとめて1枚にし、金額を合算の¥32,658で提出してよいですか。

(答) まとめることは出来ません。

対象者ごとに提出届・請求書を作成し提出する必要があります。したがって、請求書の金額欄は¥16,329になります。

問6 請求書における請求者の印は「代表者の印」を使うとあるが、具体的にはどのようなものになりますか。

(答) 代表者（請求者）個人を示している印となります。

「〇〇事業所 代表取締役□□」、「〇〇事業所 代表取締役印」、「〇〇財団 理事長印」等になります。無い場合は、請求者の個人印でも可能です。ただし、事業所印は個人を示していないので不可です。また、記入してある事業所名と押印してある事業所名が異なっている場合等、記載内容と印影が合致していない場合も不可です。※請求書の記載例も参照してください。

問7 「口座名義人が請求者と異なる場合には委任状が必要」とあるが、口座名義が事業所名（法人名）のみの場合、委任状は必要ですか。

(答) 委任状は不要です。

口座名義が事業所名(法人名)のみの場合、その記載が請求者の所属と合致していれば委任状は不要です。

問8 請求書を書き間違えた場合はどうすればよいですか。

(答) 訂正印が必要です。

二重線を引き、訂正印を押して修正する。訂正印は、請求書の請求者印と同じものを使用する。ただし、金額の修正は出来ないため、書き間違えた場合は再度作成してください。